

大山街道

～都市景観形成地区～



第1号

このかわら版は、大山街道沿道の良好な景観の形成に向けた取組みを、地域の皆様にお伝えするために発行しています。

ご挨拶【大山街道景観形成協議会会長：岡野 洋貴】

私が一時のつもりで溝口に居候で来たのは 31 歳の時(1971 年)でした。当時はサラリーマンでしたから大山街道の裏通りから高津駅経由で通勤しており、街道の記憶はあまりありません。間もなく、子供が生まれ外に出歩くようになりましたが、子供に「危ないから街道を歩くな」と命じながら「この街道は危険、商店街や行政は何を考えているのだろう、しかし自分は数年の居候、まあ関係ない」と言うものでした。その少々前 1961 年にケネディー大統領就任演説の「国が国民に何をしてくれるかではなく、国民が国に何を出来るか考えて欲しい」を何度もテレビで聞かされました。こちらの方は、尤もだ。「国を家族・地域・会社等と置き換えて考えれば何事もよくなる」とこれを活動精神の基本とし、その後は何事についてもこれを思い出しながら行動するようになりました。

一時居候のつもりが、色々な事情で住み着くことになり 40 歳頃に義父の他界で妻方の家業をやらなければならなくなり、5 年程サラリーマンと兼業でしたが、50 歳を少々前にして退職。地域で活動している間にこの街道や行政の色々な方々と知り合い、1998 年商店街の規約改定を依頼され、商店会への本格参加が始まりました。規約改定では「街道の環境改善に対する事業」を入れましたが、行動への切っ掛けはつかめないうちでございました。その後 2000 年に会長の急逝でにわか商人の私が会長になりました。その後間もなく行政の知り合いから「大山街道に対して何かやりませんか」と打診され、「お定まりの商店街活性化は社会の流れでこの通りでは無理だが、地域づくりや街道の環境を守り改善する目標ならば」と言うことで、2003 年に大山街道活性化推進協議会発足、2005 年に大山街道景観形成協議会発足、2006 年2月には**大山街道都市景観形成地区（溝口地区）**、2009 年7月には**二子地区**の運用開始と言うことで、溝口の栄橋より二子橋までを都市景観形成地区に指定し、次項データのごとき活動を実現することができました。これも官民一体となって苦労した活動があったからこそ実現できたものと思っています。都市景観形成地区指定までには足掛け 7 年、大小会合数は 100 を数える程でした。準備中も有り難いことに殆どの建築者にご理解を得ており、目立った問題はなく推移しております。

今 2014 年、私がこの地に居着いて危険と感じてからは 40 年経過です。あるとき、多くの偶然がなければ現状には至っていないと思い、細かい岐路を考えてみますと 30 程になりました。と言うことは、こんなことは極めて希にしか起こらないことであり、民主導官支援では全国的にもほとんど例もないようです。やったことが正しかったのかは一概に判断は出来ないのですが、それは次世代に評価をお任せするとして、次世代台頭までもうしばらく活動したく、ご支援を賜りたいと存じている次第です。折角建物がバックし歩きやすくなったと思っても、隣地との塀が障害になるなどきめ細かい対応も必要と感じておりますが、当面これには先のケネディーの言葉を置き換え、各々が「街道に何が出来るか」をお考えいただきたいと思っています。改善のために**街なみ作法集**や**助成金制度**などもつくっていただきましたので、ご活用もご検討いただければと存じております。

※1 大山街道都市景観形成地区（溝口地区）：詳細は P-4 下部の URL より溝口地区のパンフレットをご覧ください。

※2 大山街道都市景観形成地区（二子地区）：詳細は P-4 下部の URL より二子地区のパンフレットをご覧ください。

※3 大山街道街なみ作法集：詳細は P-4 下部の URL より HP をご覧ください。

※4 街なみ誘導助成制度：詳細は P-3～4 及び P-4 下部の URL より HP をご覧ください。

大山街道は「大山街道都市景観形成地区」に指定されています。

大山街道沿道は、平成17年3月に「川崎市都市景観条例」に基づく「大山街道都市景観形成地区」に指定されております。その後、「大山街道景観形成協議会」が設立され、大山街道の良好な景観形成のためのルールについて検討をし、平成18年1月に【溝口地区】、平成21年6月に【二子地区】の安全及び景観形成方針・基準が告示され、平成18年2月に【溝口地区】、平成21年7月に【二子地区】で施行されました。現在、両地区共に方針・基準の運用が行われております。

基準施行前のセットバック実施件数と基準施行後の届出件数

平成17年度以前(基準施行前)のセットバック件数と平成18年度以降の都市景観条例に基づく届出件数

	建築物			工作物 新設	広告物	舗装	合計		
	新築	増築	模様替				溝口	二子	全体
平成14年度							1	0	1
平成15年度							1	0	1
平成16年度							5	1	6
平成17年度							5	3	8
(平成17年度以前のセットバック件数→)							12	4	16
平成18年度	1			1			2	0	2
平成19年度	3				1		4	0	4
平成20年度	2						2	0	2
平成21年度	4	3		2	1	3	8	5	13
平成22年度	1	1					1	1	2
平成23年度	5	1			2	1	8	1	9
平成24年度	2	1			1	1	3	2	5
(平成18年度以降の届出件数→)							28	9	37

(平成25年3月31日現在)

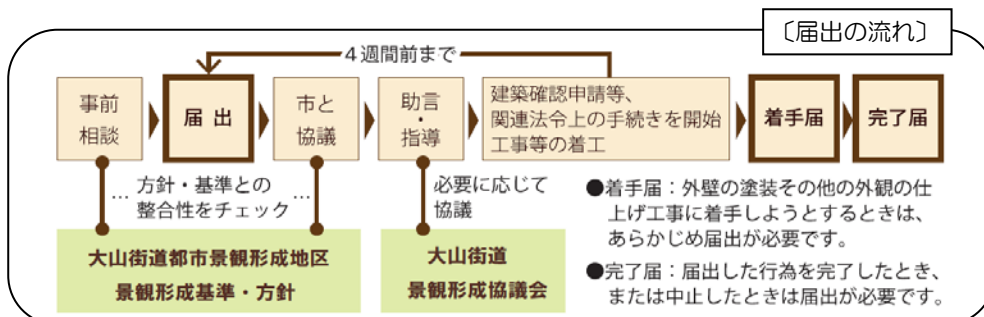
大山街道都市景観形成地区安全及び景観形成方針・基準

大山街道景観形成方針・基準の内容については

- ①「安全に配慮したみち(安全空間)の基準」
- ②「建築物の色彩基準」
- ③「あかりの基準」
- ④「広告物の基準」

以上の大きく分けて4つの内容があります。

建築物の新築・増改築などや工作物の設置・広告物の掲出などの届出の対象となる行為を行う場合は市への届出が必要となります。詳細及び届出の流れにつきましては下記の届出の流れ及びパンフレットをご参照いただくか、川崎市のホームページをご覧ください。また、届出用紙のダウンロードも可能です。



[パンフレット表紙(溝口)]



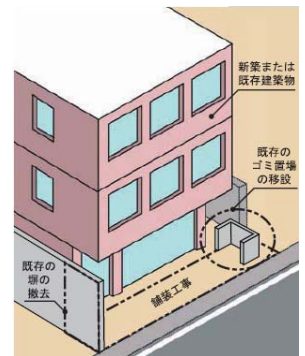
[パンフレット表紙(二子)]

ご存知ですか？「川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度」

「川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度」とは、地域文化を活かした快適で潤いのある都市景観形成を推進するため、都市景観形成地区又は景観計画特定地区において、川崎市都市景観条例第28条第1項の規定により、都市景観の形成に寄与する行為のうち特に市長が必要と認めるものについて、費用の一部について助成を行う制度（助成額の上限有り）です。

〔1.公開空地整備助成〕

- ① 公開空地舗装整備事業・・・外壁後退部分を景観に配慮した舗装※とする費用に対し、助成を行います。助成対象は景観形成基準に定められた後退範囲における舗装工事費。（助成率1/2以下）
※自然石、タイル、インターロッキングブロック等の景観に配慮した材料で、かつ、地域の景観づくりの考え方に合致しているもの
- ② 公開空地既存構造物整備事業・・・既存構造物の撤去及び移設に伴う工事費に対し助成を行います。（助成率9/10以下）
※建物の建替えに伴うものは除きます。



〔2.モデル改修助成〕（※景観形成基準を定めてから3年以内に事業計画書を作成する必要があります。）

- ① 広告物等改修事業・・・広告物についての景観形成基準が定められたモデル改修事業区内において、景観形成基準に適合しない既存の広告物の過半の撤去、改修又は新築を行う費用に対し、助成を行います。（助成率1/2以下）
- ② 壁面等改修事業・・・外壁の色彩又は緑化についての景観形成基準が定められたモデル改修事業地区内において、景観形成基準に適合しない既存の建築物若しくは工作物の壁面（建築物：2階以下の部分、工作物8m以下の部分）の過半の色彩変更、又は壁面緑化が可能な壁面の仕様の変更を行う費用に対し、助成を行います。（助成率1/2以下）

〔3.歴史的景観保全誘導助成〕

- ① 街なみ重要建造物保存事業・・・旧街道等の歴史的に重要な都市景観形成地区等において、歴史的及び景観的に重要な建造物を保存するために行う補修に要する費用に対し、助成を行います。（助成率1/2以下）
- ② 歴史的意匠誘導事業・・・旧街道等の歴史的に重要な都市景観形成地区等において、建築物の2階以下の部分等に、歴史的な景観の形成に資する意匠を施すのに要する費用に対し、助成を行います。（助成率1/2以下）（※助成対象についてはパンフレットをご覧ください。）

※各詳細等につきましてはパンフレットをご覧ください。景観・まちづくり支援課にお問い合わせ下さい。

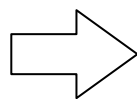


大山街道における街なみ誘導助成制度について

大山街道都市景観形成地区において、川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度に基づく助成は制度開始（平成 21 年 4 月）から平成 25 年 12 月現在までに合計で 10 件の助成を行いました。

※大山街道における街なみ誘導助成制度に基づく助成の件数

平成 21 年度	3 件	（舗装の整備）
平成 22 年度	2 件	（舗装の整備）
平成 23 年度	2 件	（舗装の整備）
平成 24 年度	2 件	（舗装の整備）
平成 25 年度	1 件	（舗装の整備）



合計 10 件の利用で
約 100m 舗装が整備

されました。

（平成 25 年 12 月現在）

大山街道都市景観形成地区での助成実績は全て公開空地整備事業を利用したものです。公開空地整備事業とは景観形成方針・基準に従い、外壁後退（1.5mのセットバック）を行った部分を景観に配慮した舗装（インターロッキングやタイルなど）とする際に助成されるものです。多くの方にご利用いただきより良い景観形成を進めていきたいと考えておりますので、是非ご利用ください。

【街なみ誘導助成制度利用実績写真】



【溝口地区】



【二子地区】

問い合わせ・その他

下記の URL にて大山街道都市景観形成地区についての資料等を掲載しておりますのでご覧ください。また、何か不明な点等ございましたら、下記の川崎市まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【川崎市ホームページ内大山街道都市景観形成地区関係 URL】

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018049.html>（パンフレット・街なみ作法集）

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018446.html>（都市景観形成地区・届出用紙）

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-8-0-0-0-0-0-0.html>（街なみ誘導助成）

[発行] 平成〇〇年〇月 大山街道景観形成協議会 会長 岡野 洋貴

[お問い合わせ] 川崎市まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課 TEL044-200-3022 FAX044-200-0984